

○佐賀県地域警察の運営に関する訓令

令和 7 年 2 月 27 日

本部訓令第 1 号

佐賀県地域警察の運営に関する訓令（平成13年佐賀県警察本部訓令第36号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第14条）

第 2 章 指揮監督及び指導教養（第15条－第17条）

第 3 章 交番、駐在所、署所在地及び警備派出所（第18条－第26条）

第 4 章 自動車警ら（第27条－第29条）

第 5 章 交番相談員（第30条）

第 6 章 補則（第31条－第35条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）に基づき、佐賀県警察における地域警察の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事件、事故等に対する措置及び処理範囲）

第 2 条 地域警察官は、事件、事故等を認知した場合は、迅速に初動的な措置その他所要の措置を行わなければならない。

2 前項の措置を行うに当たっては、地域警察官は、事案の内容に応じて、他の活動単位（次条に規定する勤務種別ごとの勤務員のまとまりをいう。以下同じ。）及び地域警察部門以外の部門の警察官と緊密に連携するものとする。

3 地域警察官が検挙し、又は届出を受けた事件、事故等のうち、地域警察官が処理を行うもの及びその処理要領は別に定める。

（勤務種別及び通常基本勤務）

第 3 条 規則第 5 条第 1 項に規定する地域警察官の勤務種別は、次に掲げるとおりとし、各勤務種別ごとの通常基本勤務は、別表 1 のとおりとする。

(1) 交番勤務

(2) 駐在所勤務

(3) 署所在地勤務

(4) 自動車警ら係勤務

(5) 警備派出所勤務

(特別勤務)

第4条 規則第5条第2項に規定する特別な活動を行うための地域警察勤務（以下「特別勤務」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 緊急配備・検問に伴う活動

(2) 事件、事故等が発生した場合の現場保存、捜索・救助、被疑者の同行その他当該事案を処理するための活動

(3) 警察署（以下「署」という。）の管内における特別の治安情勢から必要があると認められる犯罪の予防・検挙、犯罪情報の収集、交通取締り等の活動

(4) 雑踏警備、交通機関への警乗等による警戒警備活動

(5) 住民の行う防犯活動、交通安全活動その他地域活動への支援若しくは協力を行い、又は住民と共同で行うこれらの活動

(6) 前各号に掲げるもののほか、地域警察の任務を達成するため必要と認められる特別な活動

(転用勤務)

第5条 前2条に掲げるもののほか、警察署長（以下「署長」という。）は、署の警察行政の総合的運営の観点から判断し、真にやむを得ない場合に、地域警察官を地域警察活動以外の勤務（以下「転用勤務」という。）に従事させることができる。

2 署長は、地域警察官を転用勤務に従事させるに当たっては、その長期化を避けるよう努めるものとし、連続して14日を超えて転用勤務に従事させる場合は、あらかじめ警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けなければならない。

(勤務準則)

第6条 規則第11条の規定による地域警察官の勤務制は、次に掲げるものとする。

(1) 交替制勤務 常時その機能を維持する必要がある活動単位において、地域警察官を交替で勤務させるもので、警察署の処務に関する訓令（昭和32年佐賀県警察本部訓令第17号）第17条第1項に規定する「交替制勤務」に該当するもの

(2) 駐在制勤務 駐在所施設に居住する地域警察官を毎日一定時間、おおむね昼間に勤務させるもので、警察署の処務に関する訓令第17条第1項に規定する日勤制勤務のうちの「毎日勤務」に該当するもの

(3) 日勤制勤務 地域警察官を毎日一定時間、おおむね昼間に勤務させるもので、警察署の処務に関する訓令第17条第1項に規定する日勤制勤務のうちの「毎日勤務」

に該当するもの

- 2 各勤務種別ごとの勤務制は、別表2のとおりとする。
- 3 各勤務種別ごとの勤務時間の割り振り基準は、別表3のとおりとする。

(勤務基準)

第7条 署長は、前条の規定に従い、地域の実情に即して、勤務種別ごとの勤務時間その他の事項についての基準（以下「勤務基準」という。）を定めるものとする。ただし、署の情勢等から必要がある場合は、交番又は駐在所ごとの勤務基準を定めるものとする。

- 2 署長は、前項の勤務基準が地域に密着した計画的な地域警察活動に資するよう、随時、勤務基準の見直しを行うものとする。
- 3 地域警察官は、地域警察幹部（地域警察部門に所属する巡査部長以上の階級にある者をいう。以下同じ。）の指揮を受け、勤務基準に従って勤務するものとする。

(服装の特例)

第8条 規則第7条第1項ただし書きの規定による指定は、生活安全部地域課長又は署長が特別勤務又は転用勤務を命ずる場合において、当該命令に係る勤務が制服を着用しては、支障があると認めるときに行うものとする。

(勤務計画)

第9条 署長は、地域警察活動の効率的な運用を図るため、地域警察勤務計画を策定するものとする。

- 2 前項の地域警察勤務計画には、地域警察活動の重点を示し、各地域警察官の勤務日を指定するものとする。

(勤務等の変更)

第10条 署長は、事件、事故等の発生その他の治安情勢等から必要があると認めるときは、地域警察官に勤務種別、勤務方法等の変更を命ずることができる。

- 2 地域警察官は、勤務基準による勤務では効果的な地域警察活動を行うことができないと認めるときは、規則第11条第4項に規定する緊急を要する場合を除き、自ら又は勤務を共にする地域警察幹部を通じて、署の地域課長又は地域係長に変更を申し出て、指示を受けるものとする。

(当務統括)

第11条 署長は、管内における事件、事故等に迅速かつ的確に対処するため、勤務日における地域警察官の勤務員が相当数あるときは、その全ての活動単位を統括する地域警察幹部（以下「当務統括」という。）を置くことができる。

- 2 当務統括は、警部補以上の階級にある地域警察官をもって充てるものとする。
- 3 当務統括は、勤務を同じくする地域警察官を指揮監督し、署の地域課長又は署当番責任者を補佐するものとする。

(休憩)

第12条 休憩は、署長が定めた場所において行うものとする。

- 2 地域警察官は、休憩中であっても急訴の事件、事故等の発生、諸願届の届出等を認知したときは、直ちに必要な措置をとらなければならない。

(勤務の交代)

第13条 交替制勤務における勤務の交代は、原則として交代する勤務員同士が面接して行うものとする。

- 2 勤務を交代するときは、無線機器及び装備資器材の引継ぎのほか、勤務中の取扱事案、施設等の管理に関する事項その他必要な事項について確実に引継ぎを行うものとし、継続して処理することが必要な事項については、原則として、書面に記載して引き継ぐものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、署長は、勤務の交代及び引継ぎに関し、必要な事項を別に定めることができる。

(共同警ら)

第14条 署長は、管内の治安情勢に応じて、複数の交番等に勤務する地域警察官による共同警らを行わせることができる。

第2章 指揮監督及び指導教養

(署当番責任者の職務)

第15条 署当番責任者は、地域警察官の勤務の実態を把握するとともに、その職務執行について指揮監督しなければならない。

- 2 署当番責任者は、地域警察官の勤務変更を行う場合は、署の地域課長と協議するものとする。ただし、緊急を要するため協議することなく勤務変更を指示したときは、事後に地域課長に報告するものとする。

(巡視及び地域指導)

第16条 署長等は次に掲げる巡視及び地域指導を行うものとする。

- (1) 巡視 署長が、地域警察の適正な運営を図るために、自ら又は署の地域警察幹部に命じて、地域警察官に対して行う指揮監督及び指導教養
- (2) 地域指導 地域警察部門以外の部門に属する巡查部長以上の階級の警察官が、所掌する事項のうち、地域警察活動に必要と認めるものについて、地域警察官に対し

て行う指導教養

- 2 署長は、毎月、巡視及び地域指導の実施計画を策定するものとする。
- 3 巡視及び地域指導に当たっては、被指導者の実務能力等を考慮し、効果的な指導教養に努めなければならない。
- 4 巡視及び地域指導の結果は、月 1 回、署長に報告するものとする。ただし、巡視の結果、特異な事項又は速やかに対応を必要とする事項があった場合は、直ちにその結果を報告するものとする。

(地域警察幹部等の職務)

第17条 地域警察幹部等は、地域警察官の指揮監督及び指導教養に関し、別表 4 に規定する職務を行うものとする。

第 3 章 交番、駐在所、署所在地及び警備派出所

(交番所長等)

第18条 規則第16条の 2 第 1 項に規定する交番所長は、原則として警部補の階級にある地域警察官をもって充てるものとする。

- 2 規則第16条の 2 第 2 項に規定する班長は、警部補又は巡査部長の階級にある地域警察官をもって充てるものとする。ただし、警部補又は巡査部長を配置することができない場合は、巡査長又は巡査のうち適任者をもって充てることができる。

(所管区責任)

第19条 交番、駐在所及び署所在地（以下「交番等」という。）で勤務する地域警察官は、自らが勤務する交番等の所管区又は規則第21条の 2 第 1 項に規定するブロック（以下「所管区等」という。）について、地形、地物及び交通の状況、住民の居住実態、困りごと、意見及び要望、事件、事故等の発生状況その他地域社会の実態の掌握に努め、地域社会の実態に即した活動を行うことにより、当該所管区等について、共同して地域警察の任務を遂行する責任を負うものとする。

(警ら立寄所)

第20条 署長は、管内の治安情勢から警戒を要する施設等を警ら立寄所として定めるものとする。

- 2 警ら立寄所は、所管区等ごとに選定し、所管区等で勤務する地域警察官の警らにおいて、立ち寄り及び付近の警戒を行うものとする。

(移動交番車及び臨時交番の運用)

第21条 署長は、規則第21条に規定する移動交番車及び臨時交番を運用する場合には、運用方針、勤務要領等について、あらかじめ生活安全部地域課長と協議するものとする。

る。

(ブロック運用)

第22条 規則第21条の2第1項に規定する統合運用（以下「ブロック運用」という。）を行う場合は、あらかじめ生活安全部地域課長と協議するものとする。この場合において、ブロック運用を行う交番等に配置されている警察官を減員する場合は、あらかじめ本部長の承認を得るものとする。

2 規則第21条の2第2項に規定するブロック運用におけるブロック内の地域警察官の活動を統括する責任者（以下「ブロック長」という。）は、警部補又は巡査部長の階級にある地域警察官をもって充てるものとする。ただし、警部補又は巡査部長を配置することができない場合は、巡査長又は巡査のうち適任者をもって充てることができる。

(受持区等の指定)

第23条 署長は、所管区の面積、地形、世帯数その他諸般の事情を考慮して受持区を定め、各受持区における巡回連絡を担当する地域警察官（以下「受持警察官」という。）を1人以上指定するものとする。

2 受持警察官が事故、入校等のため長期間に亘って巡回連絡を実施できないときは、当該受持区が属する所管区等で勤務する他の地域警察官により補完措置を行うものとする。

(所管区要図)

第24条 交番及び駐在所においては、所管区の要図を作成し、事務所の見やすい所に掲示しておかなければならない。

(管内要覧)

第25条 交番及び駐在所には、管内要覧を備え、おおむね次に掲げる事項を登載して必要の都度、整理しておかなければならない。

- (1) 交番又は駐在所の設立年月日、移転、統廃合、名称変更等の沿革
- (2) 所管区内の世帯数、人口及び面積
- (3) 所管区の変更
- (4) 所管区内の刑法犯及び交通人身事故の発生状況
- (5) その他地域警察活動上参考となる重要事項

(警備派出所の運用)

第26条 署長は、警備派出所勤務の運用に関し必要な事項を定めることができる。

第4章 自動車警ら

(自動車警ら係長及び車長)

第27条 署長は、自動車警ら係の活動を一体として効率的に行わせるため、自動車警ら係に責任者（以下「自動車警ら係長」という。）を置き、原則として警部補の階級にある地域警察官をもって充てるものとする。

2 自動車警ら係長は、勤務日ごとに、警ら用無線自動車ごとの責任者（以下「車長」という。）を指定するものとする。

（警ら立寄所への立ち寄り）

第28条 自動車警ら係の機動警らにおいては、規則第25条第1項に規定するもののほか、第21条に規定する警ら立寄所への立ち寄り及び付近の警戒を行うものとする。

（待機場所の指定）

第29条 自動車警ら係勤務の待機の場所は、署長が指定するものとする。

第5章 交番相談員

第30条 署長は、所管区の実態を勘案し、必要と認める交番又は駐在所を指定して、規則第29条に規定する交番相談員を配置することができる。

2 交番相談員の身分、任免、運用等については、別に定める。

第6章 補則

（勤務記録）

第31条 第3条に規定する勤務種別に従い勤務する地域警察官は、勤務日における活動状況を明らかにするため、所要の事項を記録しなければならない。

（注意報告）

第32条 地域警察官は、警察活動上参考となる事項等を把握したときは、署長に報告するものとする。

（備付簿冊）

第33条 各勤務種別ごとに備え付ける簿冊については、別に定める。

（細則の制定等）

第34条 署長は、この訓令の実施に必要な細則を定めるものとする。

2 前項の細則を定めたとき及び改正したときは、本部長に報告しなければならない。

（必要な事項の制定）

第35条 この訓令で定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表 1 （第 3 条関係）

各勤務種別ごとの通常基本勤務

勤務種別	通常基本勤務
交番勤務	立番、見張り、在所、警ら及び巡回連絡
駐在所勤務	立番、在所、警ら及び巡回連絡
署所在地勤務	
自動車警ら係勤務	機動警ら及び待機
警備派出所勤務	警戒警備、立番、見張り、在所及び警ら、

別表 2 （第 6 条関係）

各勤務種別ごとの勤務制

勤務種別	勤務制
交番勤務	交替制勤務又は日勤制勤務
署所在地勤務	
自動車警ら係勤務	
駐在所勤務	駐在制勤務又は日勤制勤務
警備派出所勤務	日勤制勤務又は交替制勤務

別表 3 （第 6 条関係）

各勤務種別ごとの勤務時間の割り振り基準

勤務種別 \ 方法別		警ら・巡回連絡 ・機動警ら	立番（悪天候時は見 張り）・警戒警備	勤務時間
交番・駐在所・署 所在地勤務	当務	9 時間以上	1 時間30分以上	15時間30分
	日勤	5 時間以上	1 時間以上	7 時間45分
自動車警ら係勤務	当務	10時間以上		15時間30分
	日勤	5 時間以上		7 時間45分
警備派出所勤務	当務	4 時間以上	6 時間以上	15時間30分
	日勤	2 時間以上	4 時間以上	7 時間45分

注 1 受持警察官は、警らと巡回連絡を効率的に配分すること。

注 2 駐在制勤務又は日勤制勤務の勤務員は、各署の情勢に応じて、適宜、夜間警らに従事させることができる。

注3 夜間警らは1回あたり4時間を基準とする。

別表4（第18条関係）

地域警察幹部等の職務

区分	職務の内容
地域官、署の地域課長及び地域係長	1 署の地域警察に関する企画及び調査 2 地域警察官に対する全般的な指揮監督及び指導教養 3 活動単位間の連絡調整 4 地域警察部門以外の部門、関係機関等との連絡調整 5 その他必要な事項
当務統括	1 勤務を同じくする地域警察官の勤務の調整 2 勤務を同じくする地域警察官に対する指揮監督 3 その他必要な事項
交番所長、ブロック長及び自動車警ら係長	1 所管区、ブロック又は係内に勤務する地域警察官の運用及び勤務の調整 2 所管区、ブロック又は係内に勤務する地域警察官に対する全般的な指揮監督及び指導教養 3 事件、事故等の現場における地域警察官に対する指揮 4 その他必要な事項
班長及び車長	1 勤務を共にする地域警察官（以下「相勤者」という。）の勤務の調整 2 相勤者に対する実践的な指揮監督及び指導教養 3 勤務箇所、待機・休憩箇所、車両、装備資器材、書類等の保守管理 4 勤務交代に伴う確実な事務の引継ぎ 5 その他必要な事項
その他の地域警察幹部	1 直属の部下の勤務の調整 2 直属の部下に対する実践的な指揮監督及び指導教養 3 直属の部下に対する事件、事故等の現場における指揮 4 その他必要な事項

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。